

転入・転出・転居の手続きを

**日曜日**に受け付けます！

古賀市役所

例年3月下旬から4月上旬の間、窓口は大変混雑いたします。  
休日開庁日は、比較的待ち時間が短いため、ぜひご利用ください。



古賀市船原古墳 PR  
公式キャラクター「バルコフ」

**実施日** 令和8年3月29日(日)・4月5日(日)  
**時間** 午前9時～午後1時  
**場所** 古賀市役所 (※サンコスモ古賀は開庁していません)

転入・転出・転居の届出、それに伴う手続きと諸証明の発行に限ります。  
※手続きによっては受付できない場合もありますので、事前におたずねください。

## オンライン転出届

転出届はマイナポータルから届出できます。  
マイナンバーカードと、  
カードを読み込みできる  
スマートフォン、または  
パソコンと専用のカード  
リーダーが必要です。



## 古賀市役所

電話 092-942-1111 (代表)  
詳しくは  
市ホームページを  
ご覧ください。



※引越し手続きの種類

**転入**：古賀市外からの引越し。**転出**：古賀市外への引越し。**転居**：古賀市内での引越し。

休日開庁日の手続き (他の機関への確認が必要な場合は、受付・交付できないことがあります。)		担当
<b>転入届</b> <b>転出届</b> <b>転居届</b>	<b>転入届</b> ：前住所地発行の <b>転出証明書</b> が必要です。 前住所地で個人番号カード（マイナンバーカード）を使って転出手続きをした場合、原則として転出証明書が発行されません。 <b>手続きに使ったカード</b> をお持ちください。 ※引越し日以降に受付が可能です。 <b>転出届</b> ：引越し日の前後2週間に手続きが可能です。 印鑑登録されている人は印鑑登録証を返戻ください。 <b>転居届</b> ：引越し日以降に受付が可能です。 ※個人番号カード（マイナンバーカード）を持っている人は、窓口での受付の際に提示してください。 ※外国籍の人の <b>転入・転居</b> は、在留カードまたは特別永住者証明書（切替の手続きをされていない人は外国人登録証明書）が必要です。 ※本人以外の届出は委任状が必要な場合があります。	市民国保課 市民係 TEL942-1123
印鑑登録	代理申請（委任状が必要）の場合と本人が官公署発行の顔写真付き証明書類を持っていない場合は、即日登録できません。	
諸証明の発行	<b>転入・転居</b> に伴う諸証明の交付に限ります。	
※戸籍の届書（婚姻・離婚・出生・死亡等）は、警備員室で受け付けます。		

※以下の手続きは、**転入・転出・転居**手続きのあとに、ご案内します。

国民健康保険	<b>転入・転居</b> ：資格確認書等の交付または差替えを行います。 <b>転出</b> ：資格確認書等の回収または訂正を行います。	市民国保課 国保係 TEL942-1193
後期高齢者医療保険	<b>転入・転居</b> ：届出の受け付けのみ行います。（資格確認書等は後日郵送） <b>転出</b> ：県内への転出のみ受け付けを行います。 （県外への転出は、平日の開庁時間に手続きをお願いします。）	市民国保課 年金・医療係 TEL942-1194
子ども医療 重度障がい者医療	<b>転入・転居</b> ：医療証を即日交付します。（資格確認書等が必要です。） <b>転出</b> ：医療証の回収または訂正を行います。	市民国保課 年金・医療係 TEL942-1194
入学通知書	<b>転入・転居</b> （校区変更分のみ）：新1年生の保護者に入学通知書を交付します。	学校教育課
区域外就学・ 指定校変更申請	<b>転入・転出・転居</b> ：区域外就学・指定校変更申請の受け付けを行います。	学事係 TEL942-1130

**転入・転出・転居**の手続き、それに伴う諸証明の交付申請には**本人確認できる書類**が必要です。

○官公署発行の顔写真付き証明書類の場合（運転免許証、個人番号カード、旅券等）……1つ必要

○上記以外のもの、顔写真のないものの場合（資格確認書、各種医療証、資格証、

社員証、学生証、預貯金通帳、年金手帳等）……2つ必要